



競争ルールの検証に関するWG 報告書2022概要

令和 4 年 9 月
総 合 通 信 基 盤 局

設置目的・経緯

- 本WGは、2019年10月に施行された**改正電気通信事業法**の**効果やモバイル市場に与える影響の評価・検証等**を行うことを目的とする。これまで、2020年、2021年と二度の評価・検証を実施した。
- **2022年も引き続き評価・検証を実施**している。9月にその結果を「**競争ルールの検証に関する報告書2022**」として取りまとめ、公表。

【構成員】(50音順)

相田 仁 東京大学大学院 工学系研究科 教授
 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
 大橋 弘 東京大学 公共政策大学院 教授
 北 俊一 株式会社野村総合研究所 パートナー
 佐藤 治正 甲南大学 名誉教授

関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授
 長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
 (主査) 新美 育文 明治大学 名誉教授
 西村 暢史 中央大学 法学部 教授
 西村 真由美 全国消費生活相談員協会 IT研究会 代表

スケジュール

3月	4月・5月					6月		7月・8月	9月
3/14	4/1	4/11	4/25	5/11	5/24	6/7	6/22	7/19	9/21
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
・検証開始	・モバイル市場の分析検証 ・個別課題議論(端末の周波数対応を含む) ・事業者ヒアリング (MNO、MVNO、端末メーカー等)					・論点整理 ・個別課題議論		・報告書(案) パブリック コメント募集	・報告書 取りまとめ

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るための電気通信事業法の一部を改正する法律※ (2019年5月10日成立・5月17日公布) が2019年10月1日に施行。
※ 衆・参ともに全会一致で成立。

改正法による措置

移動電気通信役務について、携帯電話事業者・販売代理店に対して、以下の規律を設け、公正な競争を促進。

① 通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信役務の締結を条件とする端末代金の値引き等の利益の提供等を禁止

② 行き過ぎた困り込みの是正

- 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止

※ このほか、販売代理店の届出制度の導入及び事業者・代理店の勧誘の適正化に係る措置も実施。

禁止行為の具体的な内容

(従来) 通信料金を原資とした過度な値引き・キャッシュバック (例: 10万円端末の0円販売等)



禁止される「利益の提供の内容」

→ 端末代金の値引きの上限 2万円 等

(従来) 4年縛り契約、違約金9,500円



禁止される「契約の解除を不当に妨げる提供条件の内容」

→ 期間拘束は2年まで、違約金※の上限 1,000円
期間拘束ありプランとなしプランの値差170円/月 等

※ 違約金とは、期間拘束のある契約を解除する場合に支払いを要する金銭。

利用者の理解を助ける取組

(利用者の理解を妨げるような商慣行や表示・説明の是正)

- 通信料金や端末代金を分かり易く
・通信料金と端末代金の分離について、利用者への正確な説明・周知の実施等を要請
(2021年9月、2022年6月)
- 販売代理店等における説明を分かり易く
・「頭金」の用語の使い方を是正
(2020年11月)
・販売代理店ごとに端末価格が異なる場合があることを周知 (2020年11月)
- 総務省携帯電話ポータルサイトを公開 (2020年12月)
ポータルサイトを大幅拡充
(2022年4月)
- 消費者団体への説明会を実施
(2021年8月～2022年4月)

多様で魅力的なサービスを を生ま出す取組

(MNOのネットワークの
適正な形での開放・提供)

- MVNOの支払い負担を軽減
・MVNOがMNOのネットワークを用いる際に支払う接続料について
- 2021年度接続料について
2019年度比で半減を実現
(2021年2月)
- 2024年度接続料についても、
2021年度比でさらにおよそ半減
(2022年2月)
- 電気通信事業法を改正し、
MVNOとMNOの協議を適正化
・MNOはMVNOと協議の際に必要な情報を提示すること、MVNOの求めに応じ役務提供をしなければならないことを規定 (2022年6月)

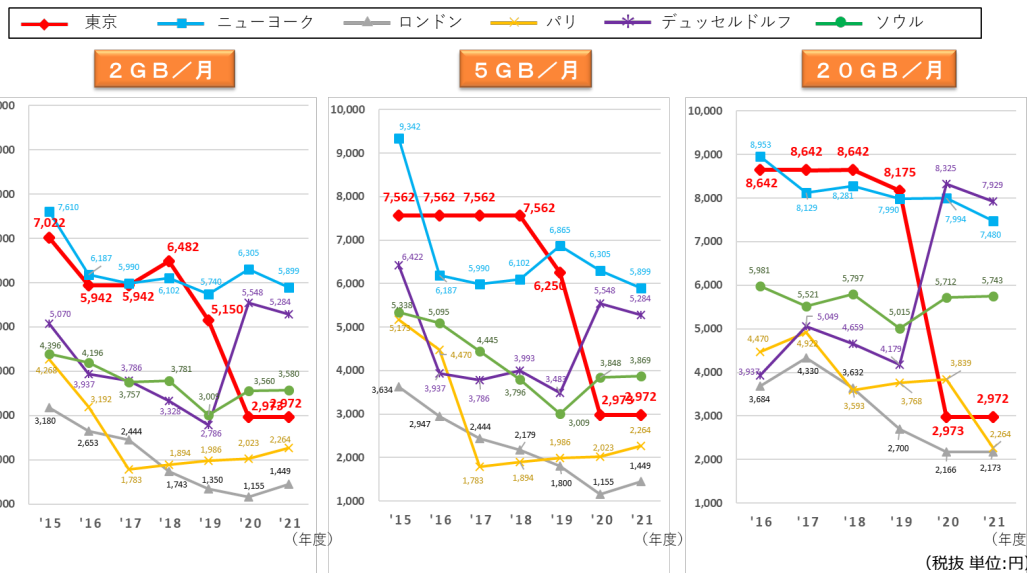
乗換えを手軽にする取組

(利用者の乗換えを阻むような
仕組みや商慣行の是正)

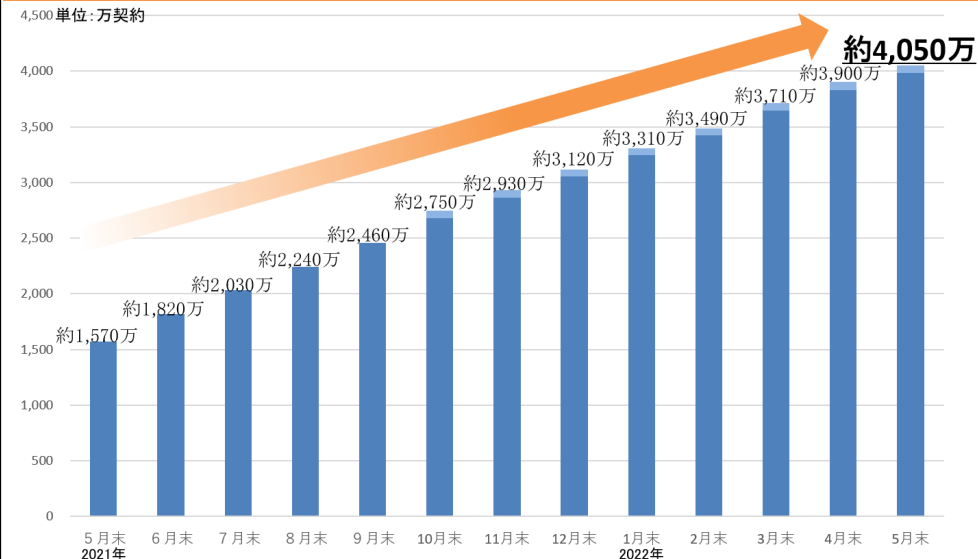
- MNP手続を改善 (2021年4月)
・原則無料化
・オンライン受付24時間化 等
- SIMロックを原則禁止
(2021年8月)
- スマートフォンでのeSIMサービスを開始 (2021年7～9月)
- キャリアメールの持ち運びを実現
(2021年12月)
- MNOの違約金を撤廃
(2021年10月～2022年4月)
- 解約手続をオンライン化
(2022年3月までに全MNOが
対応)

- 2021年春以降、MVNOを中心に各社が多様で低廉な新料金プランの提供を開始したことにより、**利用者の選択肢が更に拡大**している。日本の携帯電話料金は諸外国と比べ**中位または低位の水準**となった。
- 利用者の**乗換えや料金プラン変更の動きは活発化し、新料金プランの契約数が4,000万を突破**。料金低廉化という形で**恩恵が広がっている**。
- 他方、MNOとMVNOの料金は接近しており、**MVNOの価格優位性が低下**している。

携帯電話料金の国際比較 スマートフォン4G (MNO: シェア1位の事業者) <推移>

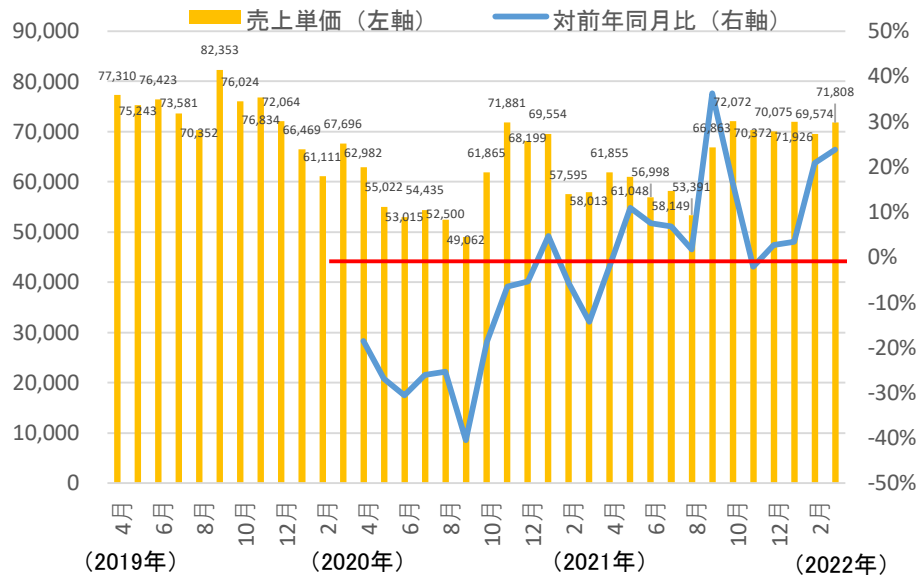


新料金プランへの移行状況



- 2021年度のスマートフォンの**売上台数**は**4%増加**、**売上高**は**14%増加**した。この結果、**売上単価**（1台当たりの平均売上高）は**約1割増加**し、65,810円となった。
- スマートフォンの売上台数を**価格帯別**にみると、特に**中価格帯の割合が減り**、**高価格帯の割合が増えている**。背景として、人気端末の価格帯の上昇や、端末の大幅な値引きなども影響を与えていると考えられる。
- **5G端末**の出荷台数は**2倍以上に拡大**、**全体に占める割合は約7割**となった*。5G端末の**ラインナップも充実**してきており、販売されている端末の**8割以上が5G端末**となっている。

売上単価(スマートフォン)



価格帯別売上台数構成比(スマートフォン)(MNO4社)

価格帯	2020年10月 ～2021年3月	2021年度				合計売上台数 の構成比	
	合計売上台数 の構成比	1Q	2Q	3Q	4Q		
16万～	0.6%	0.2%	1.9%	2.9%	1.5%	1.6%	高価格帯 27.2%
14～16万未満	2.7%	1.4%	3.9%	7.2%	5.7%	4.6%	
12～14万未満	7.7%	6.0%	5.7%	5.4%	4.7%	5.5%	
10～12万未満	10.1%	11.3%	9.2%	↑ 20.1%	21.2%	15.6%	中価格帯 39.6%
8～10万未満	16.7%	15.5%	10.5%	7.6%	↑ 19.9%	13.4%	
6～8万未満	6.4%	4.8%	3.5%	6.6%	6.2%	5.3%	
4～6万未満	21.2%	22.3%	27.7%	20.0%	14.2%	20.9%	低価格帯 33.2%
2～4万未満	31.9%	36.5%	31.7%	21.1%	20.3%	27.3%	
～2万未満	2.6%	2.0%	6.0%	9.2%	6.3%	5.9%	

▲16.2ポイント

※ 出典:株式会社MM総研「2021年度通期 国内携帯電話端末の出荷台数調査」

検討を行った主な課題

（１）通信料金と端末代金の分離

- 店頭での端末値引き等の実態を調査した結果、通信契約とのセット購入条件の**値引きが法令違反と判断される事案を確認**（例：本来は端末のみの購入でも適用されるべき値引きをセット購入者限定と説明）。

（２）携帯電話端末の対応周波数

- MNOの販売する一部の携帯電話端末が他のMNOの周波数に対応していないため、**他社に乗り換えた場合に使用可能エリアが狭まる等の可能性。**

（３）「一部ゼロ円」料金プラン

- **MNOが「一部ゼロ円」の料金プランを提供することは、MVNOの料金プランとの差を狭めることとなるため、接続料等と小売料金との関係において価格圧搾に当たる可能性。**

報告書2022における提言

- ✓ 法令の遵守徹底のため、以下のような対応が適当。
 - ・ 値引き条件の明確化のため、**端末価格表示のルール策定**（例：セット購入時・端末のみ購入時の価格を併記）
 - ・ **各社による代理店指導の強化・独自覆面調査の実施等**
 - ・ **不良在庫端末の値引きの特例等における適切な運用の実施**

- ✓ 次の点について**ガイドラインを整備**することが適当。
 - ・ **MNOにおいては**、端末メーカーに、他社の周波数に対応しないことを求めるなど、**不当な干渉をしてはならないこと**
 - ・ **端末メーカーにおいては**、（各社の経営判断ではあるが）**複数MNOの周波数に対応することが望ましいこと**
 - ・ **MNO及び端末メーカーにおいては**、他社に乗り換えた場合に端末が使用できるかといった**関連情報の提供を充実させること**

- ✓ 「一部ゼロ円」の料金プランなど**価格圧搾を引き起こす可能性のあるMNOの料金プラン**について、不当な競争を引き起こすものでないかとの観点から、必要に応じて、**接続料等と小売料金との関係を検証**することが適当。
- ✓ 検証の必要性の判断に当たっては、料金プランの形式のみでなく、競争への影響度合い等を踏まえて総合的・客観的に判断することが適当。

検討を行った主な課題

（４）いわゆる「転売ヤー」対策

- 端末の大幅な安値販売に伴い、端末を実際に利用することなく転売して利益を得る者が多く活動。実際に利用したい者が入手できないといった状況が発生。

（５）固定通信市場に係る課題

- 引込線転用による工事削減に関し、その対象とするスコープについて検討が必要。
- MNO 3社が展開するF T T Hアクセスサービスについて検証した結果、NTTドコモ・ソフトバンクにおいて、原価等が収入を上回った。

報告書2022における提言

- ✓ MNOは、今後も大幅な安値販売を実施するのであれば、転売目的の購入の抑制のための自主的な対策（例：大幅な安値販売は1人1台に限定）を実施することが必要。
- ✓ 総務省は、MNOに対し対策の実施状況の報告を求め、改善が見られなければ、改めて必要な措置の検討も視野に入れることが適当。

- ✓ 引込線転用のスコープは、NTT東日本・西日本の設置する設備かつ戸建住宅のみとすることが適当であり、可能な限り早期に実現することが適当。転用には、可能な限り多くの事業者が参加することが望ましい。
- ✓ 現時点において直ちに、不当競争を引き起こす状況にあるとまでは認められないが、継続的に検証を行うことが適当。検証条件をより精緻化することが望ましく、特にセット割の扱いについては更なる検討が必要。